

秋田市雄和観光施設の指定管理者募集要項

秋田市雄和観光施設の管理を指定管理者に行わせるため、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集する。

※雄和観光施設は、雄和地域の観光振興を図るため設置された施設であり、設置の目的等に共通点があるほか、それぞれの施設の連携を図ることにより、利用者へのサービスやコスト面など設置目的の効果的な達成が期待できることから、以下の6施設の管理を一括して行う指定管理者を募集するものである。

- (1) 秋田市雄和観光交流館
- (2) 秋田市雄和里の家
- (3) 秋田市雄和観光農産物加工所
- (4) 秋田市雄和ふるさと温泉
- (5) 秋田市雄和コテージ
- (6) 秋田市雄和サイクリングターミナル

1 秋田市雄和観光交流館の概要

- (1) 正式名称 秋田市雄和観光交流館
- (2) 所在地 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
- (3) 設置目的 本市の観光と産業を結び付け、総合的な発展をめざす拠点とするため
- (4) 規模等

ア 構造

名称	構造・規模	延床面積	用途・概要等
観光交流館	鉄筋コンクリート造2階建	1,395.00㎡	レストラン、売店、イベントホール(220名収容)、イベントギャラリー
公衆便所	木造平屋建	26.00㎡	
休憩所	木造平屋建	13.20㎡	
東屋	木造平屋建	12.96㎡	

- イ 敷地面積 49,136.00㎡
- ウ 延床面積 1,447.16㎡
- エ 開設年月 平成8年12月20日
- オ 駐車場 40台

- (5) 施設利用者数の実績（過去3年間）

平成27年度 24,480人
 平成28年度 23,507人
 平成29年度 20,980人

2 秋田市雄和里の家の概要

- (1) 正式名称 秋田市雄和里の家
 (2) 所在地 秋田市雄和妙法字糠塚21番地
 (3) 設置目的 旧民家の保存および伝承により、本市の観光の振興に資するため
 (4) 規模等

ア 構造

名称	構造・規模	延床面積	用途・概要等
里の家	木造平屋建	269.96㎡	茶室、上座敷（和室8畳）、下座敷（和室8畳）、茶の間（和室8畳）

イ 敷地面積 6,770.00㎡

ウ 延床面積 269.96㎡

エ 開設年月 昭和63年3月17日

オ 駐車場 170台（里の家、農産物加工所、花き栽培園等との共有）

- (5) 施設利用者数の実績（過去3年間）

平成27年度 628人

平成28年度 817人

平成29年度 618人

3 秋田市雄和観光農産物加工所の概要

- (1) 正式名称 秋田市雄和観光農産物加工所
 (2) 所在地 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
 (3) 設置目的 本市の農産物の加工の研究開発を促進することにより、農業経営の安定化および加工品を特産品とすることによる観光資源としての活用を図るため

- (4) 規模等

ア 構造

名称	構造・規模	延床面積	用途・概要等
農産物加工所	木造平屋建	499.00㎡	大加工室、加工室（3室）、管理棟、ラウンジ、事務室、休憩室 倉庫（5室）

- イ 敷地面積 49,136.00㎡
- ウ 延床面積 499.00㎡
- エ 開設年月 平成6年3月25日
- オ 駐車場 170台（里の家、農産物加工所、花き栽培園等との共有）

(5) 施設利用者数の実績（過去3年間）

- 平成27年度 8,058人
- 平成28年度 7,565人
- 平成29年度 8,529人

4 秋田市雄和ふるさと温泉（ユアシス）の概要

- (1) 正式名称 秋田市雄和ふるさと温泉
- (2) 所在地 秋田市雄和神ヶ村字舟卸145番地2
- (3) 設置目的 地域の住民および観光客に休養の場を提供するため
- (4) 規模等

ア 構造

名称	構造・規模	延床面積	用途・概要等
ふるさと温泉	鉄筋コンクリート造2階建	1,720.13㎡	休憩室、売店、レストラン、ラウンジ 浴室、大広間（和室40畳）、宿泊室（5室、各6畳）、リラクゼーションルーム、コミュニケーションルーム 炊事室
温泉供給施設	木造平屋建	9.55㎡	

- イ 敷地面積 3,150.55㎡
- ウ 延床面積 1,729.68㎡
- エ 開設年月 昭和60年3月30日（平成7年12月22日改築）
- オ 駐車場 60台

(5) 施設利用者数の実績（過去3年間）

- 平成27年度 130,300人
- 平成28年度 124,797人
- 平成29年度 112,355人

5 秋田市雄和コテージの概要

- (1) 正式名称 秋田市雄和コテージ
- (2) 所在地 秋田市雄和神ヶ村字窪24番地

(3) 設置目的 地域の資源を活用し、都市と農村の交流を促進することにより、観光の振興および山村地域の活性化を図るため

(4) 規模等

ア 構造

名称	構造・規模	延床面積	用途・概要等
コテージ	木造2階建	246.09㎡	A棟：64.38㎡、B棟：64.59㎡ C棟：62.93㎡、D棟：64.19㎡ 駐車場8台
公衆便所	木造平屋建	18.97㎡	
休憩所	木造平屋建	13.24㎡	

イ 敷地面積 10,710.57㎡

ウ 延床面積 278.30㎡

エ 開設年月 昭和60年3月30日（平成7年12月22日改築）

オ 駐車場 60台

(5) 施設利用者数の実績（過去3年間）

平成27年度 821人

平成28年度 1,156人

平成29年度 1,023人

6 秋田市雄和サイクリングターミナルの概要

(1) 正式名称 秋田市雄和サイクリングターミナル

(2) 所在地 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1

(3) 設置目的 雄和地区のスポーツ施設の利用の促進および観光の振興を図るため

(4) 規模等

ア 構造

名称	構造・規模	延床面積	用途・概要等
サイクリングターミナル	鉄筋コンクリート2階建、地下1階	1,414.08㎡	研修室（3室）、大広間（2室） 売店、食堂、事務室、休憩室
ジギスカンハウス	木造平屋建	169.71㎡	
東屋	木造平屋建	12.96㎡	グラウンドゴルフ場内
東屋	木造平屋建	12.96㎡	グラウンドゴルフ場内
東屋	木造平屋建	23.37㎡	

- イ 敷地面積 46,190.29㎡
- ウ 延床面積 1,805.91㎡
- エ 開設年月 昭和60年3月18日
- オ 駐車場 60台

(5) 施設利用者数の実績（過去3年間）

- 平成27年度 30,253人
- 平成28年度 27,410人
- 平成29年度 26,606人

7 指定管理者に行わせる管理の業務

※詳細は「秋田市雄和観光施設管理業務仕様書」による

(1) 秋田市雄和観光交流館

ア 下記に掲げる事業の実施に関する業務

- (ア) 交流、集会、研修等のための施設の利用に関する業務
- (イ) 観光の情報等を提供する業務
- (ウ) 交流館を利用する者等に食事を提供する業務
- (エ) 物産等を展示し、および販売する業務
- (オ) 各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

イ 交流館の利用の許可に関する業務

ウ 交流館の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する業務

エ 交流館の施設、附属設備等の維持管理に関する業務

オ 前各号に掲げるもののほか、市長が交流館の管理運営上必要と認める業務

(2) 秋田市雄和里の家

ア 里の家の利用の許可に関する業務

イ 里の家の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する業務

ウ 里の家の施設、附属設備等の維持管理に関する業務

エ 前3号に掲げるもののほか、市長が里の家の管理運営上必要と認める業務

(3) 秋田市雄和観光農産物加工所

ア 加工所の利用の許可に関する業務

イ 加工所の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する業務

ウ 加工所において製造した加工品の販売の許可に関する業務

エ 加工所の施設、附属設備等の維持管理に関する業務

オ 前各号に掲げるもののほか、市長が加工所の管理運営上必要と認める業務

(4) 秋田市雄和ふるさと温泉

ア ユアシスの利用の許可に関する業務

- イ ユアシスの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する業務
- ウ ユアシスの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- エ 前3号に掲げるもののほか、市長がユアシスの管理運営上必要と認める業務
- (5) 秋田市雄和コテージ
 - ア コテージの利用の許可に関する業務
 - イ コテージの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する業務
 - ウ コテージの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
 - エ 前3号に掲げるもののほか、市長がコテージの管理運営上必要と認める業務
- (6) 秋田市雄和サイクリングターミナル
 - ア 下記に掲げる事業の実施に関する業務
 - (ア) スポーツおよび体力づくりを行うための自転車等の貸出しおよび施設の利用に関する業務
 - (イ) 集会、研修等のための施設を提供する業務
 - (ウ) ターミナルを利用する者等に食事を提供する業務
 - (エ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
 - イ ターミナルの利用の許可に関する業務
 - ウ ターミナルの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する業務
 - エ ターミナルの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
 - オ 前各号に掲げるもののほか、市長がターミナルの管理運営上必要と認める業務

8 管理を行わせる期間（指定期間）

2019年4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を維持することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

9 管理運営に要する経費

- (1) 秋田市雄和観光施設の管理運営に必要な経費（以下「指定管理料」という。）を年度ごとに予算の範囲内で支払います。
- (2) 指定管理料の額については、毎年度締結される年度協定書により定めます。

※指定管理料の実績額（6施設の一括管理分）は以下のとおりです。

平成27年度	29,948千円
平成28年度	29,943千円
平成29年度	29,931千円

10 申請をする団体に必要な資格

(1) 有資格条件

- ア 市内に事業所（本社・本店・支社・支店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」）であること。
- イ 今回指定管理を行わせる6施設の一括管理を適切に行うことができること。

(2) 欠格事項

- ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2項に規定する法人等
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人等で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人等を含む。）
- ウ 申請の日において本市の指名停止措置を受けている法人等
- エ 申請の日において破産手續、再生手續又は更生手續が開始されている法人等
- オ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する法人等
- カ 市税に滞納がある法人等

11 申請の手續

(1) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、指定管理者指定申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

※詳細は「秋田市雄和観光施設指定管理者申請書類一覧」（別紙1）による。

- ア 誓約書（様式2）
- イ 秋田市雄和観光施設の管理運営業務に関する事業計画書（様式3）
- ウ 秋田市雄和観光施設の管理運営業務に関する収支予算書（様式4）

※詳細は「秋田市雄和観光施設の管理運営業務に関する事業計画書および収支予算書作成要領」（別紙2）による。

- エ 定款および法人の登記事項証明書またはこれらに準じる書類
（申請日から3ヶ月以内のもの）
- オ 平成29年度および平成28年度の事業活動の概要を記載した書類
- カ 平成29年度および平成28年度の収支決算書またはこれらに準じる書類
- キ 平成29年度および平成28年度の財産目録またはこれらに準じる書類
- ク 平成29年度および平成28年度の貸借対照表またはこれらに準じる書類
- ケ 組織および運営に関する事項を記載した書類（申請書提出日現在のもの）

- コ 役員名簿および役員の履歴を記載した書類（申請書提出日現在のもの）
- サ 市税に係る納税証明書（申請日から3ヶ月以内のもの）
- シ 法人の印鑑証明書（申請日から3ヶ月以内のもの）
- ス 類似施設における運営実績を記載した書類（実績がある場合のみ）
- セ 旅館業（下宿営業を除く）及び飲食業営業許可書の写し
- ソ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出場所 〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市観光文化スポーツ部観光振興課施設担当

電話 018-888-5606

FAX 018-888-5603

(3) 受付期間 平成30年10月1日（月）から平成30年10月26日（金）まで
（土・日、祝日を除く）

(4) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(5) 提出方法 郵送又は持参してください。郵送による場合は、締切日必着。

※提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めません。

(6) 提出部数

正本1部、副本9部を提出してください（副本は複写可）。

※市が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を
求めることがあります。

(7) 募集要項等の交付

募集要項や提出書類の様式等は、秋田市のホームページからダウンロードして下さい。
ダウンロードできない場合は、上記(2)の窓口で交付します。

なお、受付期間、受付時間は上記(3)(4)のとおりとします。

※郵送で交付を求める場合は、390円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(8) 現地説明会（開催予定）

ア 日 時 平成30年10月11日（木）

イ 場 所 雄和ふるさと温泉（ユアシス）→雄和コテージ→雄和サイクリングター
ミナル→雄和里の家→雄和観光農産物加工所→雄和観光交流館

※当日、午後1時までに雄和ふるさと温泉にお集まりください。

ウ 申込方法 現地説明会への参加を希望する法人等は、電話、FAXまたは電子メ
ールで、秋田市観光文化スポーツ部観光振興課に連絡してください。申込
締切は、10月9日（火）午後5時まで。申込みの際、法人等の名称およ
び参加希望者氏名をお知らせください。参加者数は1団体、3名以内とし

ます。

※ 申込みがない場合は、説明会を開催しません。

(9) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 平成30年10月11日（木）から平成30年10月18日（木）まで

イ 受付方法 質問票（様式5）に記入の上、電子メールで提出してください。

電子メール以外で提出希望の方は、秋田市観光文化スポーツ部観光振興課に連絡してください。

ウ 回答方法 随時回答することとし、質問者の団体名等を伏せて、申請者すべてに電子メール等で回答します。

(10) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがあります。

なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(11) 費用の負担

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

(12) その他留意事項

ア 申請に当たっては、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例および同施行規則（平成17年秋田市規則第43条）を了承のうえ申請してください。

イ 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

12 選定の方法、基準および時期

(1) 秋田市観光文化スポーツ部指定管理者選定委員会による選定

秋田市観光文化スポーツ部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者から事業計画等の説明を受け、「指定管理者選定評価基準」に則り最も適当と認める団体を審査したうえで、指定管理者の候補者および次点候補者を選定します。

(2) 指定管理者選定評価基準

指定管理者選定評価基準は、秋田市雄和観光施設の管理運営業務に関する事業計画書（様式3）（以下、「事業計画書」という）の各項目に沿った基準です。

(3) 審査の方法

選定委員会においては、申請者による事業計画書を中心としたプレゼンテーションを審査した後、委員による質疑を行い、総合的に評価し指定管理者の候補者および次点候補者を決定します。

(4) 選定期間および結果の通知

申請者によるプレゼンテーションおよび選定は平成30年11月5日に行います(後日、書面により開催通知)。

選定結果についても後日書面により通知します。

(5) 選定結果の公表

秋田市のホームページに選定結果を掲載し公表します。

13 公募から管理運営までのスケジュール

平成30年10月 1日 (月)～ 10月26日 (金)	公募期間
平成30年10月 9日 (火)	現地説明会申込み期限
平成30年10月11日 (木)	現地説明会 (開催予定)
平成30年10月11日 (木)～ 10月18日 (木)	質問事項の受付
平成30年11月 5日 (月)	申請者によるプレゼンテーション および選定委員会による候補者の選定
平成30年12月 下旬	指定管理者の議決 (11月議会)
平成31年 1月	基本協定の締結
平成31年 3月	年度別協定の締結
平成31年 4月 1日	指定管理者による管理運営の開始

14 協定の締結

選定委員会において選定された候補者が、議会の議決を経て指定管理者に指定された後、指定管理者は、市と管理運営等に関する細部についての協議を行い、指定期間の基本的な事項を定めた「基本協定」および年度毎の事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結するものとします。

(1) 基本協定の内容

- ア 管理業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

- エ 事業報告・業務報告に関する事項
- オ モニタリング（事業評価）に関する事項
- カ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- キ 責任分担に関する事項
- ク その他

(2) 年度別協定の内容

- ア 当該年度の業務内容に関すること
- イ 当該年度に市が支払うべき委託料に関すること
- ウ その他

15 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、必要に応じて申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 秋田市雄和観光施設の利用料金は、条例で定める利用料金を上限額として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとします。
- (3) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げの場合は辞退届（様式6）を提出してください。

16 問い合わせ先

秋田市観光文化スポーツ部	電 話	018-888-5606
観光振興課施設担当	FAX	018-888-5603
	e-mail	ro-incm@city.akita.lg.jp

17 参考資料

- (1) 秋田市雄和観光施設管理業務仕様書
- (2) 法令等抜粋資料
 - ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例および同施行規則
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項
 - エ 秋田市個人情報保護条例
 - オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条
 - カ 秋田市雄和観光交流館条例および同施行規則
 - キ 秋田市雄和里の家条例および同施行規則
 - ク 秋田市雄和観光農産物加工所条例および同施行規則
 - ケ 秋田市雄和ふるさと温泉条例および同施行規則

コ 秋田市雄和コテージ条例および同施行規則

サ 秋田市雄和サイクリングターミナル条例および同施行規則